

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2023年 6月28日

和歌山県知事 殿



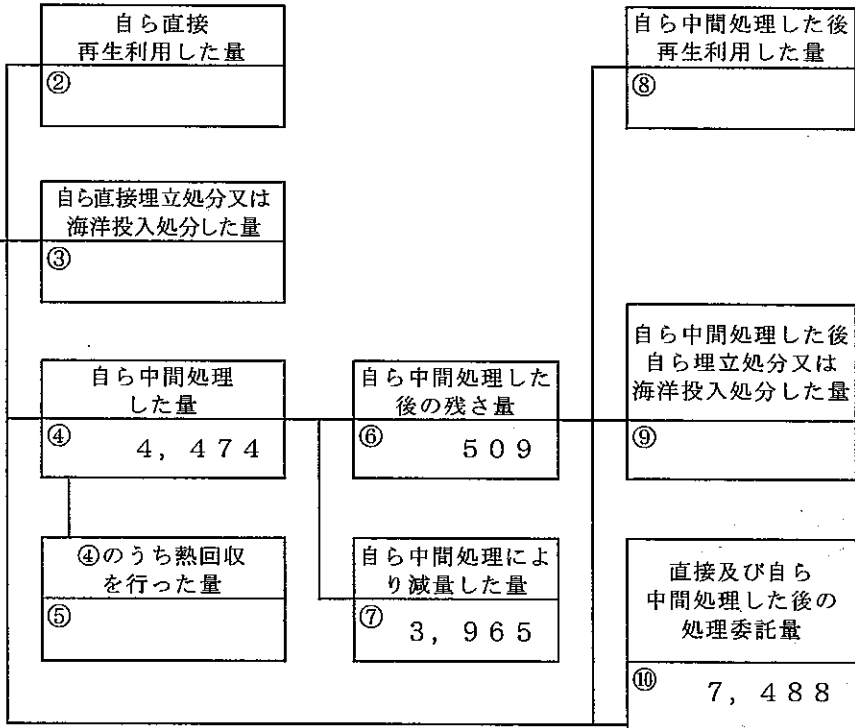
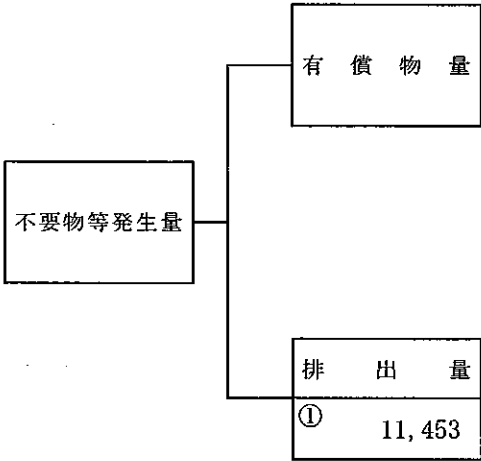
提出者
 住 所 和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島1-3
 氏 名 関西電力株式会社 御坊発電所
 所長 杉本 隆史
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏
 電話番号 0738(23)2811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2022年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

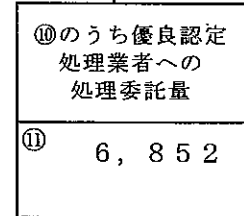
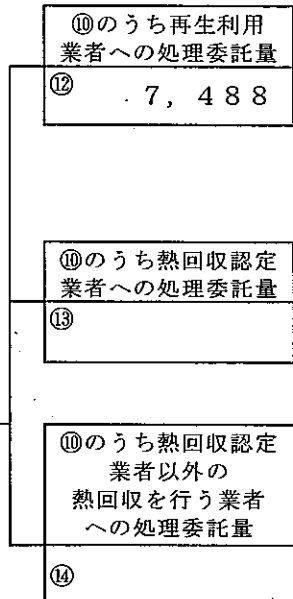
事業場の名称	関西電力株式会社 御坊発電所		
事業場の所在地	和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島1-3		
事業の種類	33 電気業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	3,542 t	全処理委託量	2,878 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	2,480 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	2,878 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	664 t		t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:)



項目	実績値
①排出量	11,453
②+③自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	3,965
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	7,488
⑪優良認定処理業者への処理委託量	6,852
⑫再生利用業者への処理委託量	7,488
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	



2022年度 産業廃棄物処理実績

単位 (t)

産業廃棄物の処理又は処分量		産業廃棄物 発生量の目標	産業廃棄物処理実績													
			① 産業廃棄物 排出量	② 自ら直接再 生利した量	③ 自ら直接埋立処 分又は海洋投入 処分した量	④ 自ら中間処 理した量	⑤ ④のうち熱回収 を行なった量	⑥ 自ら中間処理し た後の残さ量	⑦ 自ら中間処理に より減量した量	⑧ 自ら中間処理した 後再生利した量	⑨ 自ら中間処理した 後自ら埋立処分又 は海洋投入処分し た量	⑩ 直接及び自ら中 間処理した後の 処理委託量	⑪ ⑩のうち優良認 定処理業者への 処理委託量	⑫ ⑩のうち再生 利用業者への 処理委託量	⑬ ⑩のうち熱回 収認定業者へ の処理委託量	⑭ ⑩のうち熱回収 認定業者以外の熱回 収を行う業者への 処理委託量
産業廃棄物の種																
(a)	ばいじん	EP灰	323	571							571		571			
(b)	汚泥	排水処理汚泥	738	4,474		4,474		509	3,965		509	509	509			
		脱硫石膏 (有価物は除く)	2,458	6,014							6,014	6,014	6,014			
		その他汚泥	22	329							329	329	329			
(c)	燃え殻	重原油燃焼灰	1	63						63		63				
(d)	廃油	タールピッチ類、 油ウエス	0	0							0		0			
		含油スラッジ等	0	0							0		0			
		廃潤滑油等 (有価物は除く)	0	2							2		2			
(e)	廃プラスチック	プラスチック複合 材	0	0						0		0				
(f)	金属屑	金属屑 (有価物は除く)	0	0						0		0				
(g)	ガラス・ 陶磁器屑	ガラス屑、保温材	0	0						0		0				
(j)	水銀	水銀使用製品産業 廃棄物	0	0						0	0	0				
小計			3,542	11,453		4,474	0	509	3,965		7,488	6,852	7,488			

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。